

令和元年度龍ヶ崎市認知度・イメージ向上シティプロモーション支援業務委託に係る 公募型企画提案実施要領

1 はじめに

本市では、広告や口コミなどを通し、本市の認知度向上やイメージアップ、来訪のきっかけづくり、ファンづくりに取り組んできた。さらには市民が本市の魅力を再発見するきっかけづくりをすることでシビックプライドの醸成、人口の流出防止につなげるためにこれまで継続的に各種プロモーション事業を実施してきたところである。

本事業は、2020年春に予定される常磐線佐貫駅の駅名改称をきっかけに効果的なプロモーションに取り組むものである。事業実施にあたり、龍ヶ崎市の課題などを十分に理解し、広告掲載の手法などを含め本事業実施に関する企画提案書を求めるものである。

本事業の企画提案では、高度な企画力、デザインなどの創造性を考慮し、本市にふさわしい最も優れた成果が期待できる事業者を選定することが必要であることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

2 業務の概要

- (1) 事業名称 令和元年度龍ヶ崎市認知度・イメージ向上シティプロモーション支援業務委託
- (2) 業務内容 「令和元年度龍ヶ崎市認知度・イメージ向上シティプロモーション支援業務委託仕様概要書」を基礎に、提案内容を踏まえ協議の上で決定する。
- (3) 納入場所 龍ヶ崎市市長公室シティセールス課
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和2年3月31日までとする。
但し、検査期間10日間を含むものとする。
- (5) 事業予算額 上限額13,200千円（消費税及び地方消費税の額を除く）

3 参加要件等

- (1) 参加要件
企画提案に参加しようとする者は、次に掲げる要件全てを満たさなければならない。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - ② 過去5年度以内（平成26年度～30年度）にシティプロモーションや観光プロモーション等に係る同種業務を元請として受託し、誠実に履行した実績があること。
 - ③ 本業務を履行するための総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は受託候補者として提出する書類の提出期日時点において、自社にて3カ月以上直接雇用していること。
 - ④ 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

- ⑤ 提案募集の日から参加申込書の受付締め切りの日までの間において、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程に基づく指名停止期間中若しくは龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱に基づく入札等排除措置期間中でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定を受け、かつ、手続き開始決定後に本市の競争入札参加の再認定手続を完了していること。
- ⑦ 国税及び地方税の滞納がないこと。
 - ・ 国税（法人税，消費税及び地方消費税）
 - ・ 本市の市税（法人市民税，固定資産税，都市計画税，軽自動車税）
 ※市税については，事業所が本市にある場合のみ該当

(2) 資格要件確認基準日

本市が企画提案書を受理した日

4 参加資格の喪失

参加表明書を提出したものが次の各号のいずれかに該当した場合は、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 「参加要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 事業予算額を上回る提案があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、龍ヶ崎市契約審査会が失格と認めた場合
- (5) 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

5 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和元年 6 月 12 日（水）
参加表明書提出期限	令和元年 6 月 12 日（水）から 6 月 20 日（木）
質問書受付期間	令和元年 6 月 12 日（水）から 6 月 21 日（金） ※最終日は午後 4 時までとする
質問書に対する回答	令和元年 6 月 26 日（水）
必要書類の提出期限	令和元年 7 月 8 日（月）
プレゼンテーション	令和元年 7 月 18 日（木） ※詳細は参加者に別途通知する
審査結果の通知	令和元年 8 月上旬
契約手続き	令和元年 8 月上旬から中旬

6 プロポーザル関係書類の配布

(1) 配布方法

提出書類の様式は、龍ヶ崎市役所本庁舎3階にあるシティセールス課で配布もしくは龍ヶ崎市公式サイトにて公開し、ダウンロード可能とする。

(2) 本事業にかかる関係書類の貸与

参加申込者に限り、本事業に関連する過去の調査結果等の貸与を希望する際は、龍ヶ崎市役所本庁舎3階にあるシティセールス課窓口においてのみ提供を可能とする。貸与した関係書類は9. 必要資料の提出時に返却するものとする。

(3) 資料等配布期間

令和元年6月12日（水）～令和元年6月20日（木）

7 参加申込書の提出

本事業のプロポーザルに参加する事業者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ① 公募型企画提案参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和元年6月20日（木）必着

(3) 提出方法

郵送もしくは龍ヶ崎市市長公室シティセールス課へ持参
持参の場合は、午前8時30分から午後5時までとする。

8 質問書の受付及び回答

(1) 質問

参加申込書を提出した者は、本件の公募に関して不明点を質問することができる。
なお、質問は原則2回以内とする。

- ①提出書類 質問書（様式第7号）
- ②提出方法 電子メールにて提出すること。
- ③受付期間 公募開始の日から令和元年6月21日（金）午後4時までとする。

(2) 回答

質問に対する回答は、次の方法により行う。

- ①回答期限 令和元年6月26日（水）
- ②回答方法 電子メール及び龍ヶ崎市公式サイトにて回答する。
- ③留意事項
 - ・同様の質問が複数あった場合は、一括して回答する。
 - ・意見表明や本事業の趣旨からかけ離れている場合には本市の判断により、回答を行わない場合がある。
 - ・質問者の名称等は、公表しない。

- ・評価に対する質問については、回答しない。

9 必要書類の提出

(1) 必要書類

①公募型企画提案参加申込書（様式第1号）※7参加申込書の提出のとおり

②会社概要書（様式第2号）※7参加申込書の提出のとおり

③協力会社概要書（様式第3号）

- ・本業務に携わる予定の協力会社がある場合には、体制図（任意）も別途提出すること。

④会社の同種業務実績書（様式第4号）

- ・同種業務実績の件数は5件までとする。
- ・同種業務実績とは、国、都道府県及び市区町村等のPR戦略を構築し、認知度向上やイメージ構築のための広告掲載をはじめとするプロモーション活動、交流人口拡大のためのイベント開催、若しくはその他これらに類似する業務に関連するものとする。
- ・特に、市区町村における前項の業務がある場合には明示すること。
- ・業務等の概要もしくは実績が分かるもの、可能であれば契約書の写しを添付すること。
- ・実績の対象は、平成26年4月以降に行った業務で平成31年3月までに完了しているものとする。

⑤業務実施体制（様式第5号）

- ・本業務を所定の期間内に履行するため、総括責任者、業務担当者を置くこととする。
- ・なお、総括責任者、業務担当者については、経歴やプロモーション業務実績、現在の担当業務を記載すること。（様式第6号）

⑥企画提案書（様式任意）

- ・提案書は、「令和元年度龍ヶ崎市認知度・イメージ向上シティプロモーション支援業務委託仕様概要書」の内容を踏まえたうえ、項目ごとに記載すること。
- ・記述内容はできる限り平易な言葉を用い、専門用語や略語は極力しようしないよう配慮するなど、提案内容の分かりやすさを重視すること。
- ・A4版縦・横書きにて両面40ページ以内で、簡潔に要領よく記載すること。（A3版を使用する場合には、1枚あたりA4版2ページとカウントする。）
- ・記載に当たって図や表及び写真を用いることは差し支えないが、いずれもページ数に加えるものとする。ただし、表紙は、ページ数に含めないこととする。

⑦見積書

- ・見積書は、総額（見積書様式1）、その内訳書（見積書様式2）で構成すること。
- ・内訳書（見積書様式2）については、総額（見積書様式1）の積算根拠となる内訳を業務仕様概要書における4.業務内容にあわせた項目で、分かりやすく記載すること。
- ・総額（見積書様式1）については、事業予算上限額を上回った場合は参加資格を喪失する。

⑧添付書類

- ・国税及び地方税の滞納がないことの証明書

(2) 提出部数等

- ①提出部数 正本1部 副本10部
- ②提出期限 令和元年7月8日(月) 必着とする。
- ③提出方法 持参又は郵送。
持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ④提出先 龍ヶ崎市市長公室シティセールス課に提出すること。

(3) その他

参加申込後に辞退する場合には、参加に関わる必要書類の提出期限までに参加辞退届(様式第8号)を提出すること。

10 選考方法

(1) 審査方法

企画提案書、プレゼンテーション及び見積金額について、総合的に評価する。

評価に当たっては、「評価基準」に基づき、「令和元年度龍ヶ崎市認知度・イメージ向上シティプロモーション支援業務委託審査委員会(以下、審査委員会という)」において評価し、総得点1位の事業者を優先交渉権者として選考する。また、総得点2位の事業者も併せて選考する。

また、参加申込者が1者の場合でも、評価は実施し、その提案内容が評価基準を満たすと認められる場合は、当該事業者と契約に向けた協議を行うものとする。

(2) 第1次審査

4者以上の提案があった場合は、事前審査として企画提案書をはじめとする提出書類による書類審査を審査委員会によって行い、プレゼンテーションへの参加事業者3者を決定する。

第1次審査結果通知：令和元年7月11日(木) 発送予定

(3) プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容などを審査するため、プレゼンテーションを次のとおり実施する。

日時：令和元年7月18日(木)を予定

※詳細は本市が別途通知により指定した日時とする。

説明者：説明は企画提案書の業務実施体制に記載したもののうち4名以内とする。

実施方法：

- ①40分以内とする。(プレゼンテーション30分、質疑応答10分)
- ②プレゼンテーションは、会場に用意するプロジェクター及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコン等の機器は持参すること。なお、プロジェクターと接続するケーブル(HDMIケーブル)は本市が準備する。
- ③プレゼンテーションは提出した資料を用いて行うこと。

留意事項：

- ①企画提案書の内容を具体的に説明すること
- ②説明時は平易な用語で、わかりやすく説明すること。

- ③指定した時刻に遅れた場合には、失格となる場合がある。
- ④その他、詳細については原則として本市の指示によるものとする。

11 選考結果の通知及び契約

(1) 選考結果等

- ・選考結果は、全参加者へ書面にて通知する。また、審査結果（第1及び第2優先交渉権者については、その名称まで）を市公式サイトへ掲載する。
- ・提案者は、自身の評価結果について提示を求めることができる。
- ・審査は、非公開とする。
- ・審査結果に対する異議申立ては、受け付けない。
- ・総得点が1位であっても仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は、第1優先交渉権者に選定しない場合がある。

(2) 契約に向けた協議

総得点1位の事業者を第1優先交渉権者として、市と契約に向けて業務仕様及び価格等について協議する。ただし、第1優先交渉権者と協議が調わない場合は、次点者と協議を行うものとする。

(3) 契約締結

11(2)により、契約内容を協議し、本市と第1優先交渉権者（協議が調わない場合は次点者）とがその内容に合意した後に本事業の見積りを徴す。その見積額が予定価格以下の場合、契約を締結するものとする。

(4) 第1優先交渉権者の辞退

第1優先交渉権者が正当な理由なく協議または契約を辞退する場合は、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程に基づく指名停止などの対応をする場合がある。

12 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に掛かる一切の経費は、参加申込者の負担とする。また、提出された書類は、返却しない。
- (2) 市は、提出された企画提案書等の機密保持には十分配慮する。
- (3) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、参加申込者に帰属する。
- (5) 本企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

13 担当・連絡先

龍ヶ崎市市長公室シティセールス課シティプロモーショングループ（担当：関口）
〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地
電話 0297-64-1111 内線 376・377
メールアドレス citysales@city.ryugasaki.ibaraki.jp